

千葉県報

定例
令和7年6月3日

主要目次

- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
- 土地改良区定款の変更認可（二件）
- 教育委員会告示
- 令和八年度千葉県県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
- 土地改良区役員の退任及び就任（三件）
- 特定調達公告
- 落札者等の公告（四件）

告示

示

千葉県告示第三百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）以下この項において「法」という。）に基づくものの項に規定する登録販売者試験手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年六月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
社 日本通信紙株式会社	東京都文京区向丘一丁目一三番一号 四階	令和七年六月二日から十一月十八日まで	令和七年四月十日

千葉県告示第三百三十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和六年千

葉県告示第三百九号（土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和七年六月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 木更津市清見台二丁目一四番一の一部（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 - 三 当該区域において講じられた実施措置 土壤汚染の除去
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百三十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年千葉県告示第十四号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和七年六月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 野田市野田字谷座一四番二の一部、一三番一の一部及び一三番四の一部並びに上花輪字谷向一、五二七番二の一部（別図のとおり）
 - 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 - 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 - 四 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
- （「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市海上土地改良区の定款の変更を令和七年五月二十六日付けで認可した。

令和七年六月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、篠本新井

土地改良区の定款の変更を令和七年五月二十六日付けで認可した。
令和七年六月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第六号

県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）第二十五条の規定により、令和八年度千葉県県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等について、次のとおり定めた。

令和七年六月三日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

令和八年度千葉県県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等
第一 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、一般入学者選抜、海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜、連携型高等学校の特別入学者選抜、地域連携アクティブスクールの入学者選抜、秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜とする。

入学者選抜（秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜を除く。）を除く。以下第一において同じ。）においては、本検査を令和八年二月十七日（火曜日）及び十八日（水曜日）（海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜に限る。）にあつては、同月十七日（火曜日））に実施するとともに、感染症罹患等やむを得ない理由により本検査を全部又は一部受検することができなかった者については、追検査を同月二十六日（木曜日）に実施する。

なお、入学者選抜においては、前記以外の期日に、入学許可候補者が募集定員に満たない場合等における第二次募集及び追加募集（定時制の課程の入学者選抜に限る。）を行うことがある。

また、前記以外の期日に、通信制の課程においては二期入学者選抜、三期入学者選抜及び四期（秋季入学）入学者選抜を、三部制の定時制の課程においては秋季入学者選抜を行う。

第二 一般入学者選抜

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査（面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから各高等学校がいずれか一以上の検査を設定して実

施する検査をいう。以下同じ。）の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、三部制の定時制の課程の一般入学者選抜枠は、午前部、午後部及び夜間部それぞれについて募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数とする。

一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書等

2 提出期間及び受付時間

提出期間は令和八年二月三日（火曜日）から五日（木曜日）までとし、受付時間は同月三日（火曜日）及び四日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月五日（木曜日）にあつては午前九時から正午までとする。

3 提出先

志願する高等学校の校長

二 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

受付期間は令和八年二月十日（火曜日）及び十二日（木曜日）とし、受付時間は同月十日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十二日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

三 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。

(一) 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者

(二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

提出期間及び受付期間は令和八年二月十日（火曜日）及び十二日（木曜日）とし、受付時間は同月十日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十二日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

四 検査の期日

令和八年二月十七日（火曜日）及び十八日（水曜日）

五 検査の内容

<p>1 第一日の検査の内容</p> <p>(一) 学力検査の内容</p> <table border="1"> <tr> <th>教科</th> <th>時間</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>国語・数学・英語</td> <td>国語・数学は各五十分、英語は六十分</td> <td>各教科百点</td> </tr> </table> <p>(二) 学校設定検査（定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の三教科と定めた高等学校に限り実施する。）</p>	教科	時間	配点	国語・数学・英語	国語・数学は各五十分、英語は六十分	各教科百点	<p>2 第二日の検査の内容</p> <p>(一) 学力検査の内容</p> <table border="1"> <tr> <th>教科</th> <th>時間</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td>理科・社会</td> <td>各教科五十分</td> <td>各教科百点</td> </tr> </table> <p>(二) 学校設定検査（定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の三教科と定めた高等学校を除き実施する。ただし、当該高等学校が第一日に実施できない場合は、第二日に実施することができる。）</p>	教科	時間	配点	理科・社会	各教科五十分	各教科百点	<p>六 追検査</p> <p>1 提出書類</p> <p>追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等</p> <p>2 提出期間及び受付時間</p> <p>提出期間は令和八年二月二十日（金曜日）及び二十四日（火曜日）とし、受付時間は同月二十日（金曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月二十四日（火曜日）にあつては午前九時から正午までとする。</p> <p>3 提出先</p> <p>志願した高等学校の校長</p> <p>4 検査の期日</p> <p>令和八年二月二十六日（木曜日）</p>	<p>七 選抜方法</p> <p>1 中学校（特別支援学校、中等教育学校及び義務教育学校を含む。第七を除き、以下同じ。）の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>2 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。</p> <p>3 理数に関する学科を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を一・五倍し、又は二倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなすことができる。</p> <p>4 国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を一・五</p>	<p>5 倍し、又は二倍した値を英語の得点とみなすことができる。</p> <p>5 三部制の定時制の課程の学力検査を実施する教科を五教科と定めた高等学校を志願する者については、学力検査の五教科のうち、志願者が出願時に申告した三教科の得点を一倍から三倍までの範囲内で当該高等学校において別に定める倍率を乗じた値をそれぞれの教科の得点とみなすものとする。</p> <p>八 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和八年三月三日（火曜日）午前九時</p> <p>2 場所</p> <p>志願した高等学校</p> <p>九 第二次募集等</p> <p>1 全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）にあつては入学許可候補者が募集定員に満たない場合、三部制の定時制の課程にあつては入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、第二次募集を行う。</p> <p>2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先</p> <p>(一) 提出書類</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>(二) 提出期日及び受付時間</p> <p>提出期日は令和八年三月六日（金曜日）とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。</p> <p>(三) 提出先</p> <p>志願する高等学校の校長</p> <p>3 志願又は希望の変更</p> <p>(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。この場合において、志願又は希望の変更後の志願先となる高等学校は、「第二 一般入学者選抜」の九、「第八 地域連携アクティブスクール」の入学者選抜の九又は「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二を行う高等学校とする。</p> <p>(二) 受付期日及び受付時間</p> <p>受付期日は令和八年三月九日（月曜日）とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。</p> <p>4 検査の期日</p> <p>令和八年三月十一日（水曜日）</p> <p>5 検査の内容</p>
教科	時間	配点														
国語・数学・英語	国語・数学は各五十分、英語は六十分	各教科百点														
教科	時間	配点														
理科・社会	各教科五十分	各教科百点														

6 面接及び各高等学校において別に定める検査
選抜方法

(一) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び各高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(二) 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び各高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(一) 日時

令和八年三月十三日(金曜日) 午前九時

(二) 場所

志願した高等学校

8 定時制の課程(三部制の定時制の課程を除く。)にあつては第二次募集を行つても入学許可候補者が募集定員に満たない場合、三部制の定時制の課程にあつては第二次募集を行つても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、追加募集を行う。

追加募集の検査の期日は、令和八年三月二十五日(水曜日)又は二十六日(木曜日)とする。

9 三部制の定時制の課程において、追加募集を行つても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合には、当該満たない人数を「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数に加える。

第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜

海外帰国生徒の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

1 外国における在学期間が帰国時から遡り継続して一年以上四年未満の者で、帰国後一年以内のもの

2 外国における在学期間が帰国時から遡り継続して四年以上の者で、帰国後二年以内のもの

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

三 「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程及び学科の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。

四 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。

五 検査の期日

令和八年二月十七日(火曜日)

六 検査の内容

1 学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学は各五十分、英語は六十分	各教科百点

2 学校設定検査

七 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

八 選抜方法

「第二 一般入学者選抜」の七の1及び2に定めるところによる。

九 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

十 海外帰国生徒の受入校等の指定

受入校、課程及び学科については、別に定める。

第四 外国人の特別入学者選抜

外国人の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

保護者等とともに千葉県内に居住している又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が三年以内のもの

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、外国人特別措置適用申請書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 志願又は希望の変更

「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。

<p>四 入学願書等の提出期間等の特例 「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日 「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容 面接及び作文(いずれも英語又は日本語による。)</p> <p>七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>十 外国人の受入校等の指定 受入校、課程及び学科については、別に定める。</p> <p>第五 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 「第二 一般入学者選抜」及び「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件 保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住している又は居住予定のある者のうち、帰国して三年以内のもの なお、中国等引揚者とは、昭和二十年九月二日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 1 提出書類 入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等 2 提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更 「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例 「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日 「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容</p>	<p>面接及び作文</p> <p>七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>第六 成人の特別入学者選抜 成人の特別入学者選抜 定時制の課程において、成人に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件 令和八年三月三十一日に満十八歳に達している者</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 1 提出書類 入学願書、成人の特別入学者選抜志願申請書等 2 提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更 1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。 2 受付期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例 1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。 (一) 入学願書等の提出期間を経過した後、志願者本人等の転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者 (二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、志願者本人等の転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者 2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間 「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日</p>
--	--

<p>「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容 面接及び作文 七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>第七 連携型高等学校の特別入学者選抜 連携型高等学校において、当該連携型高等学校と連携する中学校からの志願者に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件 連携する中学校の校長の承認を得た者</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 1 提出書類 入学願書、志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等 2 提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更 1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類の変更をすることができる。 2 受付期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例 「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日 「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容 連携型高等学校において別に定める検査 七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 連携する中学校の校長から送付された志願理由証明書、連携型高等学校において別</p>	<p>に定める書類等の審査及び連携型高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、連携型高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜 地域連携アクティブスクールに指定された高等学校において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、各高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。</p> <p>一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。</p> <p>二 志願又は希望の変更 1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。 2 受付期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p> <p>三 入学願書等の提出期間等の特例 1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。 (一) 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者 (二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとする者</p> <p>2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間 「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。</p> <p>四 検査の期日 「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。</p> <p>五 検査の内容 各高等学校において別に定める検査 六 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>七 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において別に定</p>
---	---

める検査の結果を選抜の資料とし、地域連携アクティブスクールの教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

九 第二次募集

1 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行う。

2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の九の二に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

(二) 受付期日及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の九の三の(二)に定めるところによる。

4 検査の期日

「第二 一般入学者選抜」の九の四に定めるところによる。

5 検査の内容

各高等学校において別に定める検査

6 選抜方法

「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の七に定めるところによる。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の九の七に定めるところによる。

第九 秋季入学者選抜

三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。

提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

2 提出期間及び受付時間

提出期間は令和八年八月十九日(水曜日)及び二十日(木曜日)とし、受付時間は同月十九日(水曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月二十日(木曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。

3 提出先

志願する高等学校の校長

二 検査の期日

令和八年八月二十五日(火曜日)

三 検査の内容

学校設定検査

四 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

五 入学許可候補者の発表の日時及び場所

1 日時

令和八年八月二十八日(金曜日) 午前九時

2 場所

志願した高等学校

第十 通信制の課程の入学者選抜

通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、一期から四期(秋季入学)までの募集人員については、それぞれ別に定める。

一期入学者選抜

1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。

2 志願の変更

(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。

(二) 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の二に定めるところによる。

3 入学願書等の提出期間等の特例

入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。

(一) 入学願書等の提出期間を経過した後、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず通信制の課程の一期入学者選抜を実施する千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者

(二) 志願の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず通信制の課程の一期入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとする者

4 検査の期日

<p>5 「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。 検査の内容 通信制の課程の高等学校において別に定める検査 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>7 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>8 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>二 二期入学者選抜</p> <p>1 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先 提出書類 (一) 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。 (二) 提出期日、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の九の2の(二)及び(三)に定めるところによる。</p> <p>2 志願の変更 (一) 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の2の(一)に定めるところによる。 (二) 受付期日及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の九の3の(二)に定めるところによる。</p> <p>3 検査の期日 「第二 一般入学者選抜」の九の4に定めるところによる。</p> <p>4 検査の内容 通信制の課程の高等学校において別に定める検査</p> <p>5 選抜方法 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。</p> <p>6 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の九の7に定めるところによる。</p> <p>三 三期入学者選抜</p> <p>1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 提出書類 (一) 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。 (二) 提出期間及び受付時間 提出期間は令和八年四月三日(金曜日)及び六日(月曜日)とし、受付時間は 同月三日(金曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月六日(月</p>	<p>曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。</p> <p>(三) 提出先 志願する高等学校の校長</p> <p>2 検査の期日 令和八年四月九日(木曜日)</p> <p>3 検査の内容 通信制の課程の高等学校において別に定める検査</p> <p>4 選抜方法 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。</p> <p>5 入学許可候補者の発表の日時及び場所 日時 (一) 令和八年九月九日(水曜日)午前九時 (二) 場所 志願した高等学校</p> <p>四 四期(秋季入学)入学者選抜</p> <p>1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 提出書類 (一) 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。 (二) 提出期間及び受付時間 提出期間は令和八年八月三十一日(月曜日)及び九月一日(火曜日)とし、受付期間は八月三十一日(月曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、九月一日(火曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。</p> <p>(三) 提出先 志願する高等学校の校長</p> <p>2 検査の期日 令和八年九月四日(金曜日)</p> <p>3 検査の内容 通信制の課程の高等学校において別に定める検査</p> <p>4 選抜方法 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。</p> <p>5 入学許可候補者の発表の日時及び場所 日時 (一) 令和八年九月九日(水曜日)午前九時 (二) 場所 志願した高等学校</p> <p>その他 第十一</p>
---	---

- 一 入学者選抜の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- 二 障害のある生徒の受検に際して必要な事項は、別に定める。
- 三 単位制による課程の第一次入学者選抜は、この告示を準用する。
- 四 この告示について不明な点がある場合は、次に問い合わせることを。
千葉県教育庁教育振興部学習指導課学力向上推進室
電話〇四三(二二三)四〇五六

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和七年六月三日から十月三日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年六月三日から十月三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和七年六月三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)イオンスタイル市川南
市川市市川南二丁目七三番ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一
 - ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之ほか
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年三月一日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、四二三平方メートル
 - 5 駐車場の収容台数
一六五台
 - 6 駐輪場の収容台数

- 7 二一七台
荷さばき施設の面積
- 8 二六八平方メートル
二六八平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量
二三立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前零時、閉店時刻は午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から翌午前零時まで
- 10 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
- 11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から翌午前零時まで
- 12 届出年月日
令和七年五月十二日

縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済観光部商工課

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、南房総市岩糸第一土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
令和七年六月三日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 退任理事
 - 南房総市岩糸五番地
庄司 一夫
 - 〃 〃 三三二番地
御子神 博昭
 - 〃 〃 四九八番地
和田 孝弘
 - 〃 〃 六八三番地三
鶴見 保好
 - 〃 〃 二、六六七番地
椎木 千晴
 - 〃 〃 九七六番地
椎木 秀行
 - 〃 〃 一、〇一六番地一
和田 義之
 - 〃 〃 二、六〇四番地二
石井 邦雄
 - 〃 〃 二、四〇九番地一
庄司 英雄
 - 〃 〃 二、三六五番地
御子神 昭一
 - 〃 〃 一、六四三番地
石崎 一宏
 - 〃 〃 一、〇〇二番地
長谷川 毅

市原市光風台二丁目四八番地	田丸	榮幸
千葉市中央区新宿二丁目二番二号エクセレントシティ千葉	長谷川	弘幸
グランクラス一四〇六号		
君津市浦田一、三六九番地	長谷川	和寛
〃 〃 一、四九九番地	松本	良二
〃 〃 一、五八〇番地	松本	一徳
就任監事		
君津市久留里八四番地	香取	正光
〃 〃 浦田一、七二五番地三	松本	時男
〃 〃 一、七二五番地一	波多野	修一

特 定 調 達 公 告

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①千葉の魅力発信テレビ番組制作・放送業務委託 一式 ②千葉県総合企画部地域づくり課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月1日 ④株式会社東急エージェンシー 東京都港区西新橋一丁目1番1号 ⑤88,418,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

落札者等の公告
次のおり落札者等について公告する。
令和7年6月3日

千葉県知事 熊谷俊人

「この特定調達公告は、競争入札公告とは、その性質上、必ずしも競争入札による調達の手続を前提とするものではない。」

落札者等の公告
次のおり落札者等について公告する。
令和7年6月3日

千葉県山武地域振興事務所長 高岡 恭子

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①千葉県山武合同庁舎総合管理業務委託 一式 ②千葉県山武地域振興事務所 東金市東新宿1番地11 ③令和7年3月24日 ④株式会社クリーン工房千葉支店 千葉市中央区南町二丁目15番19号 ⑤48,829,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月27日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。
令和7年6月3日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①千葉県被災者支援プログラム導入等業務委託 一式 ②千葉県防災危機管理部危機管理政策課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年4月1日 ④東日本電信電話株式会社 千葉市中央区富士見一丁目12番17号 ⑤26,147,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。
令和7年6月3日

千葉県子ども病院長 皆川 真規

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①千葉県子ども病院で使用する電力 予定使用電力量 5,900,000キロワット時 ②千葉県子ども病院事務局 千葉市緑区辺田町579番地の1 ③令和7年2月18日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 ⑤139,956,599円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月27日

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八